

衛生措置の基準

(1) 換気

換気口、窓その他の開口部は、努めて開放し、常に新鮮な外気の供給を行うこと。

(2) 採光及び照明

施設内は、適度な採光又は照度を有するものであること。

(3) 防湿

- ① 排水設備は、常に雨水及び汚水の排水に支障がないようにすること。
- ② 客室の床が木造であるときは、床下の通風を良好にすること。

(4) 清潔

- ① 客室、浴室、便所その他施設の内外は、毎日掃除すること。
- ② ねずみ及び昆虫類の発生防止及び駆除に努めること。
- ③ 感染症患者又はその疑いのある患者を宿泊させたときは、患者の使用した客室その他の場所及び物品は、適当な消毒を施した後でなければこれを使用しないこと。

(5) 寝具類

- ① 宿泊者が使用する寝具、座ぶとん等は、随時日光にさらす等適当な方法により湿気を除き、かつ、清潔にしておくこと。
- ② 宿泊者が使用する敷布その他白布、貸衣等は、使用ごとに洗濯して清潔なものを使用すること。

(6) 浴室及び脱衣室

- ① 浴室及び脱衣室は、換気及び採光をよくすること。
- ② 共同浴室には、適当数の洗面容器及び腰掛けを備えること。
- ③ 脱衣棚及び脱衣かごは、適宜消毒を施すこと。
- ④ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用する原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。
- ⑤ 原湯を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）内の湯水全体の温度を、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

- ⑥ 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- ⑦ 浴槽水（入浴者ごとに完全に換水する浴槽水を除く。）は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯及び原水を供給することにより溢水（いつすい）させ、清浄に保つこと。
- ⑧ 浴槽水は毎日、完全に換水すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、1週間に1回以上完全に換水すること。
- ⑨ ろ過器を使用している場合にあつては、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。
- ⑩ 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラム以上を保ち、かつ、1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが適当でない場合であつて、他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が認めたものについては、この限りでない。
- ⑪ 循環配管を設置している浴槽の浴槽水を、塩素系薬剤を使用して消毒する場合にあつては、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入すること。
- ⑫ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- ⑬ 集毛器は、毎日清掃すること。
- ⑭ 洗い場の湯栓やシャワーに湯水を送る調整箱は、定期的に清掃を行うこと。
- ⑮ 水質検査は、毎日完全に換水している浴槽水にあつては1年に1回以上、塩素系薬剤を使用して消毒している連日使用型循環浴槽水（24時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水をいう。以下同じ。）にあつては1年に2回以上、塩素系薬剤を使用しないで消毒している連日使用型循環浴槽水にあつては1年に4回以上行い、その結果は、検査の日から3年間保管すること。
- ⑯ ⑮に規定する水質検査の結果、水質がエで規定する基準に適合しない場合には、その旨を知事に届け出ること。
- ⑰ 浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を塩素系薬剤で消毒すること。
- ⑱ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。